

改正土壤汚染対策法について

(平成31年3月作成 令和3年1月一部修正)

川崎市環境局環境対策部
水質環境課土壤担当

本資料の内容

1 土壌汚染対策法における土壌調査契機の拡大

- ①有害物質使用事業場における形質変更時届出規模要件の拡大
- ②土壌調査義務の一時的免除を受けている土地における形質変更時の手続きの新設

2 土壌調査方法に係る主な改正内容

3 指定区域の施工方法に係る主な改正内容

4 その他の改正内容

土壤汚染対策法と市条例の調査契機

(1) 主な土壤汚染対策法の調査契機

○水質汚濁防止法、下水道法に規定される特定施設
(特定有害物質を使用しているもののみ)を廃止する場合
(法第3条関係)

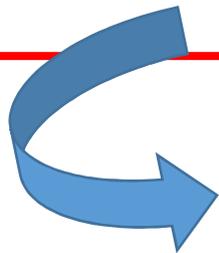
○3,000m²以上の土地の形質変更を行う場合であって、
土壤汚染のおそれがあると認められた場合
(法第4条関係)

土壌汚染対策法と市条例の調査契機

(2)川崎市公害防止等生活環境の保全に係る条例 における調査契機

○過去の土地利用状況からみて特定有害物質を取り扱った
おそれのある事業所敷地又は跡地であって…

- ・ 事業所の移転や廃止、再開発、土地の売却等を行う場合(詳細調査)
- ・ 敷地内の土壌を外部へ搬出する場合(搬出土壌調査) (面積要件なし)



**これまで操業中の事業場内の小規模工事は
市条例の搬出土壌調査の対象となっていた。**

土壌汚染対策法における 土壌調査契機の拡大

①有害物質使用特定施設設置事業場における 形質変更時届出規模要件の拡大

・ 3,000㎡以上土地の形質変更を行う場合は届出や必要に応じ土壌調査が必要であるが、**現に有害物質使用特定施設が設置されている工場の敷地**の土地の形質の変更を行う場合は届出規模要件が**900㎡**となる。

②土壌調査義務の一時的免除を受けている土地 における形質変更時の手続きの新設

・ 法第3条第1項ただし書きの確認を受けて、一時的に調査免除を受けている土地において、**900㎡以上の土地の形質変更を行う場合は届出や土壌調査が必要**となる。

▶ 操業中の事業場内の
900㎡以上の工事が
法に基づく土壌調査
の対象となる。

本資料の内容

1 土壌汚染対策法における土壌調査契機の拡大

- ①有害物質使用事業場における形質変更時届出規模要件の拡大
- ②土壌調査義務の一時的免除を受けている土地における形質変更時の手続きの新設

2 土壌調査方法に係る主な改正内容

3 指定区域の施工方法に係る主な改正内容

4 その他の改正内容

①有害物質使用事業場における 形質変更時届出規模要件の拡大

- これまで有害物質使用特定施設が設置されている事業場で3000㎡未満の土地の形質変更を行う場合は、市条例による調査契機であった。
(土壌の外部搬出がある場合のみ)



今回の改正により…

- 現に有害物質使用特定施設が設置されている事業所の敷地**の形質変更を行う場合は届出規模要件が**900㎡**となる。(法第4条第1項)



土壌汚染対策法に基づく土壌調査が必要となる

①有害物質使用事業場における形質変更時の流れ（着工前まで）

着工前の手続きフロー

事業者

川崎市

土壌調査
(地歴調査含む)

一定規模以上の土地の
形質変更届出書

土壌調査結果が提出
されない場合は調査
命令発出



汚染無

土壌汚染状況調査結果報告書

命令発出要否の審査

汚染有

約4週間

土地の形質の変更等に係る届出

区域指定

14日間

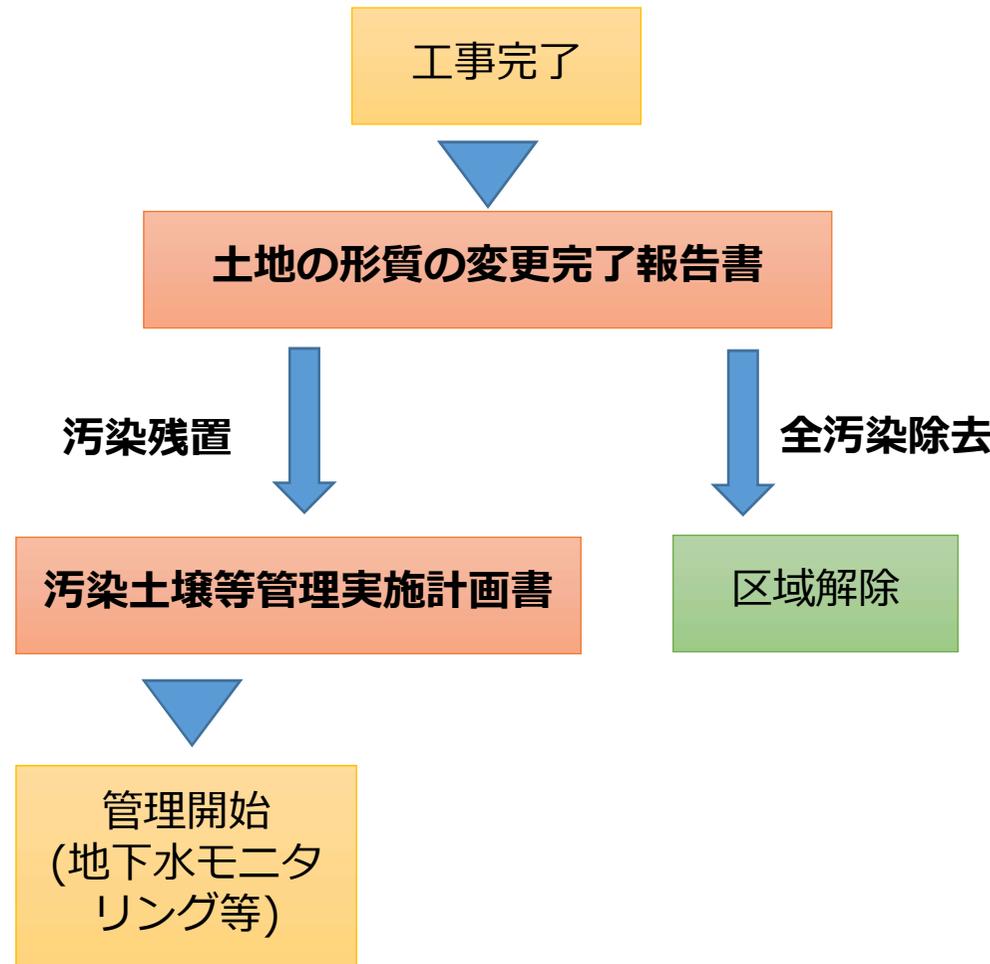
30日間

着工

①有害物質使用事業場における 形質変更時の流れ（着工後）

着工後の手続きフロー

※汚染無の場合
は手続き無し

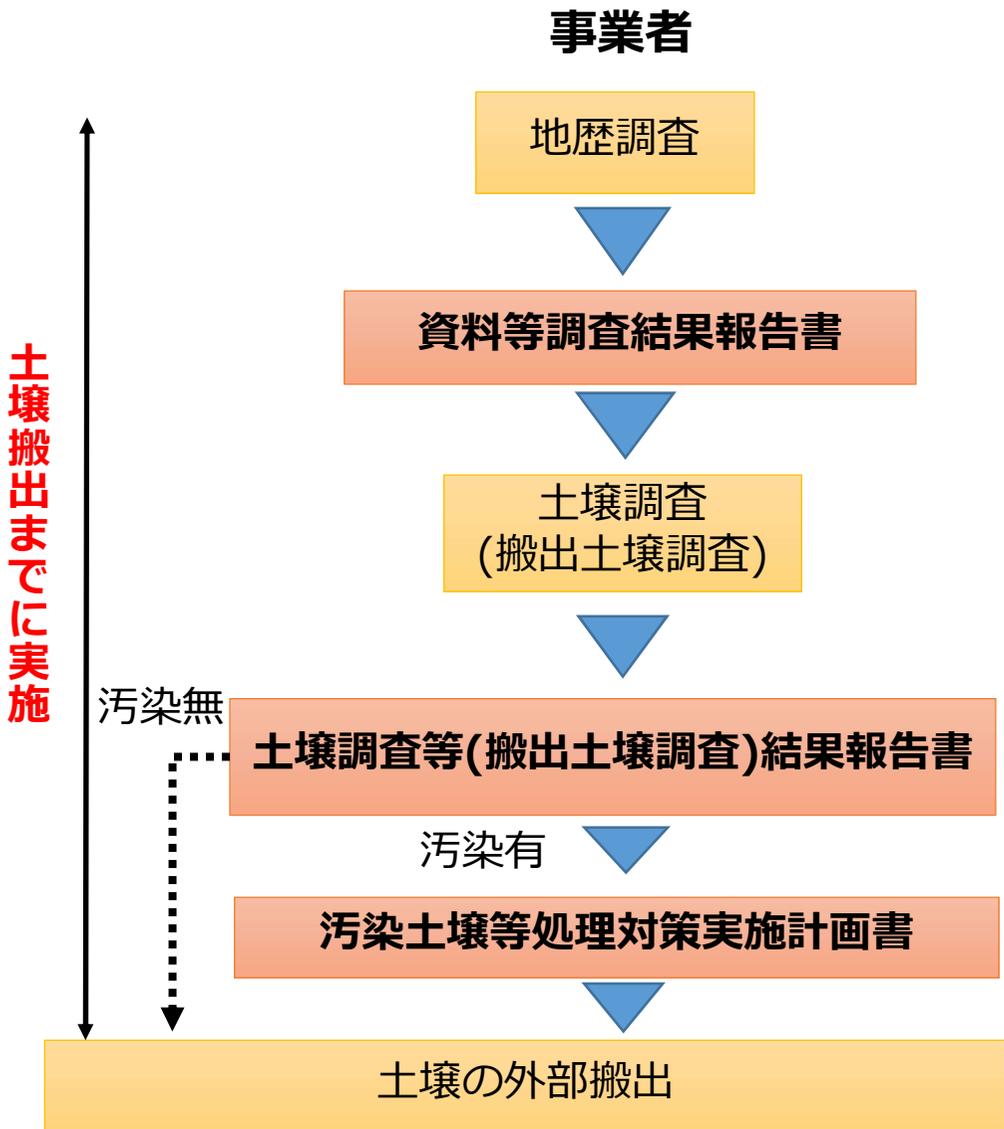


(参考) 900m²未満の土地改変時の流れ

着工前の手続きフロー

(外部への土壌搬出がある場合のみ)

川崎市



着工後の手続きフロー



※搬出土壌調査後については管理規定無し

①有害物質使用特定施設設置事業場 における形質変更時届出規模要件の拡大

○手続き等にあたっての注意点

- 土地の形質変更面積は掘削面積と盛土面積を合わせた面積。
(ex.掘削面積450m²、盛土面積450m²は対象工事) (調査対象は掘削箇所のみ)
- これまでの搬出土壤調査と異なり、土壤の外部搬出が無くても届出対象となる。
- 土壤調査は指定調査機関が実施する必要がある。
- これまでの搬出土壤調査と異なり土地の評価を行うため、工事後も汚染を残す場合は汚染土壤の管理が必要となる。
- 一定規模以上の土地の形質変更届出書には届出者以外の土地の所有者全員の同意書を添付する必要がある。(届出は所有者以外でも可)
- 一定規模以上の土地の形質変更届出書は土地改変着手の30日前までに提出する必要がある。

本資料の内容

1 土壤汚染対策法における土壤調査契機の拡大

- ①有害物質使用事業場における形質変更時届出規模要件の拡大
- ②土壤調査義務の一時的免除を受けている土地における形質変更時の手続きの新設

2 土壤調査方法に係る主な改正内容

3 指定区域の施工方法に係る主な改正内容

4 その他の改正内容

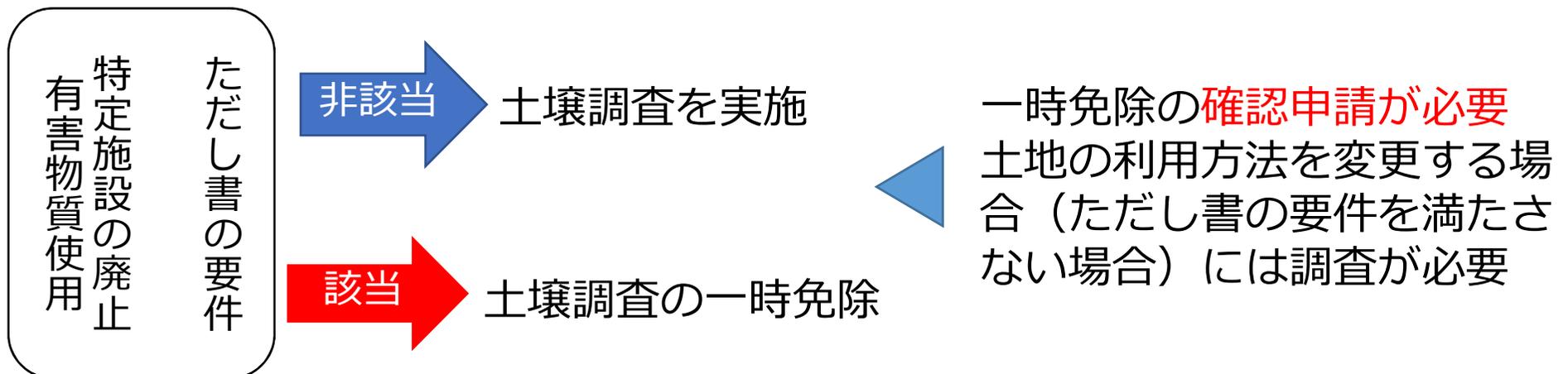
土壌調査の一時的免除について

○土壌調査の一時的免除とは

水質汚濁防止法及び下水道法に規定する**特定施設**（特定有害物質を使用しているものに限る。）を**廃止する場合**（法第3条第1項）

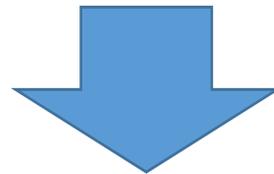
➡ **土壌調査義務の発生**

ただし、引き続き事業場の敷地として利用する場合、**土壌調査の一時免除**を受けることができる（法第3条第1項ただし書）



②一時的免除中の土地における 形質変更の手続き

- ・これまで土壌調査が一時的免除されている事業場で3000m²未満の土地の形質変更を行う場合は、市条例による調査契機であった。（土壌の外部搬出がある場合のみ）



今回の改正により…

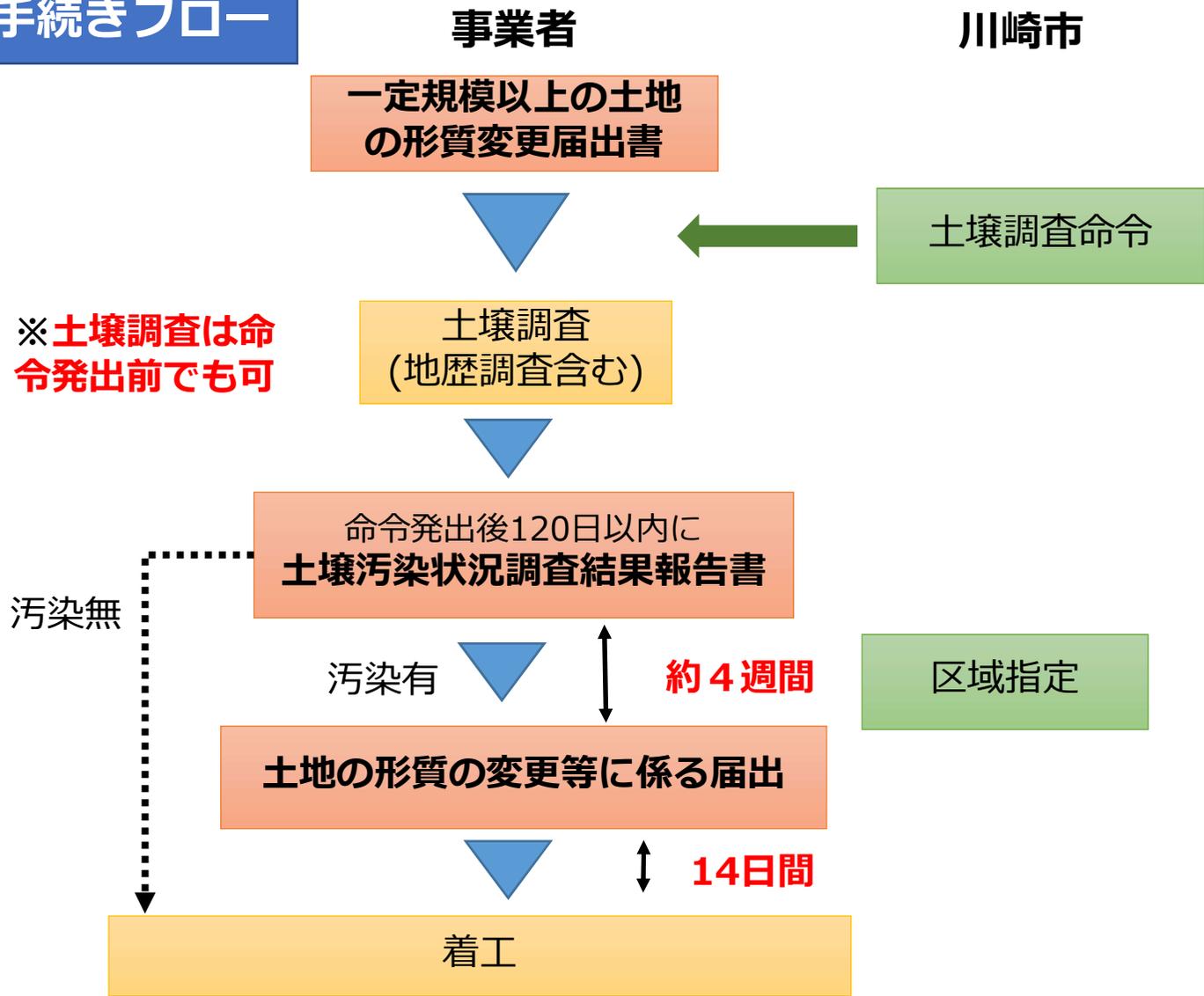
- ・ **一時的免除を受けている土地**で**900m²以上**土地の改変を行う場合は、届出が必要となる。（法第3条第7項）
- ・ 届出された土地に対して、**川崎市が調査命令を発出**（法第3条第8項）



土壌汚染対策法に基づく土壌調査が必要となる
(法第3条第8項)

②一時的免除中の土地における 形質変更の手続き

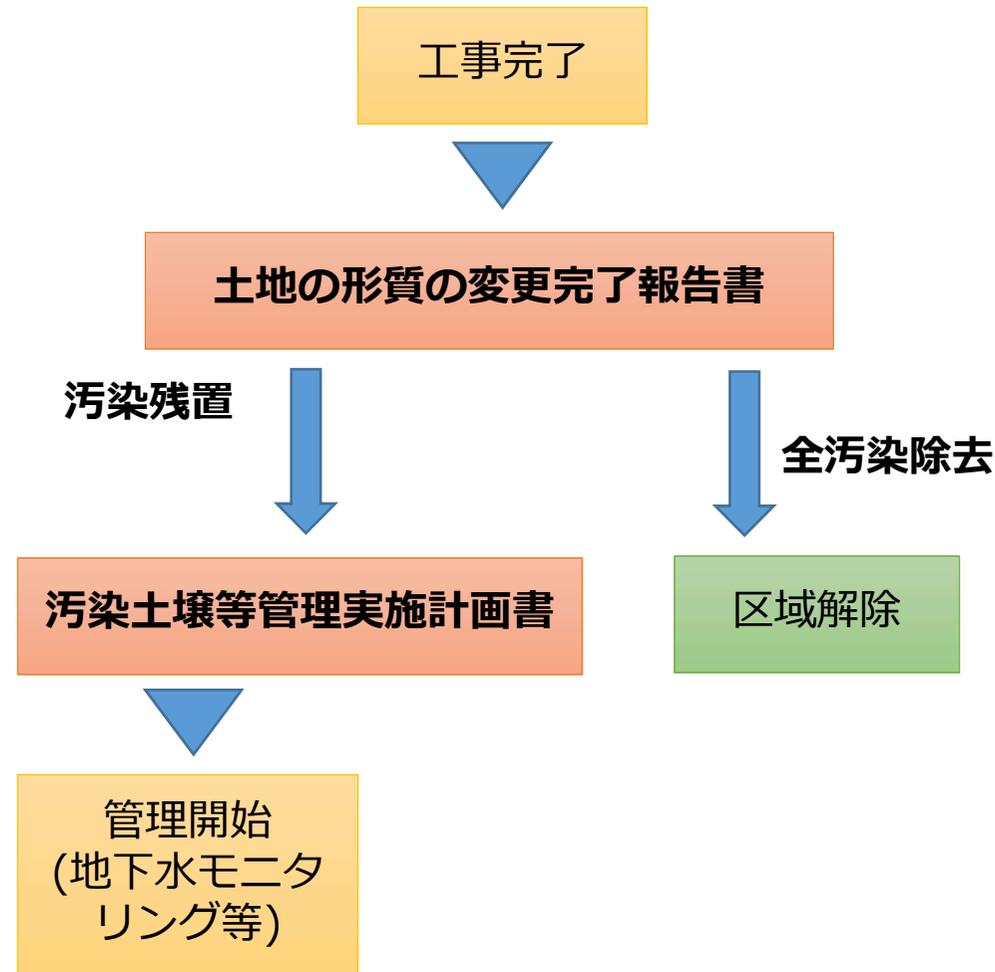
着工前の手続きフロー



②一時的免除中の土地における 形質変更の手続き

着工後の手続きフロー

※汚染無の場合は
手続き無し



②一時的免除中の土地における 形質変更の手続き

○手続き等にあたっての注意点

- ・土地の形質変更面積は掘削面積と盛土面積を合わせた面積。
(ex.掘削面積450㎡、盛土面積450㎡は対象工事) (調査対象は掘削箇所のみ)
- ・これまでの搬出土壤調査と異なり、土壤の外部搬出が無くても届出対象となる。
- ・土壤調査は指定調査機関が実施する必要がある。
- ・これまでの搬出土壤調査と異なり土地の評価を行うため、工事後も汚染を残す場合は汚染土壤の管理が必要となる。
- ・一時免除を受けており、かつ、現に有害物質使用特定施設を設置している場合は法第3条第7項に係る手続きが優先
(①、②のどちらも対象となる場合は②の手続きが優先)

②一時的免除中の土地における 形質変更の手続き

○手続き等にあたっての注意点

- ・当該手続きに基づき土壌調査を実施した場合であっても、法第3条第1項の調査義務を履行したことはない。(土地の利用用途変更により調査免除条件を満たさなくなった際に、再度土壌調査が必要となる。)
- ・一定規模以上の土地の形質変更届出書には届出者以外の土地の所有者全員の同意書を添付する必要がある。また、届出者は所有者等でなければならない。
- ・命令発出に先立ち14日間の弁明の機会が与えられるが、弁明を行わない旨の届出があれば、14日間待たずに命令発出を行う。(弁明期間の短縮)
- ・土壌調査の結果、汚染が確認されていない土地に関しては、土壌汚染状況調査結果報告書を提出後着工してください。

手続き不要となる工事

○手続き不要となる工事（①、②共通）

ア 次の条件をいづれも満たす軽微な工事

- ・ 最大掘削深度が50cm未満であること。
(1箇所でも50cm以上を超えると対象外となります！)
- ・ 土壌の飛散又は流出を伴わないこと。
- ・ 土壌の外部搬出を行わないこと。

イ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

本資料の内容

1 土壤汚染対策法における土壤調査契機の拡大

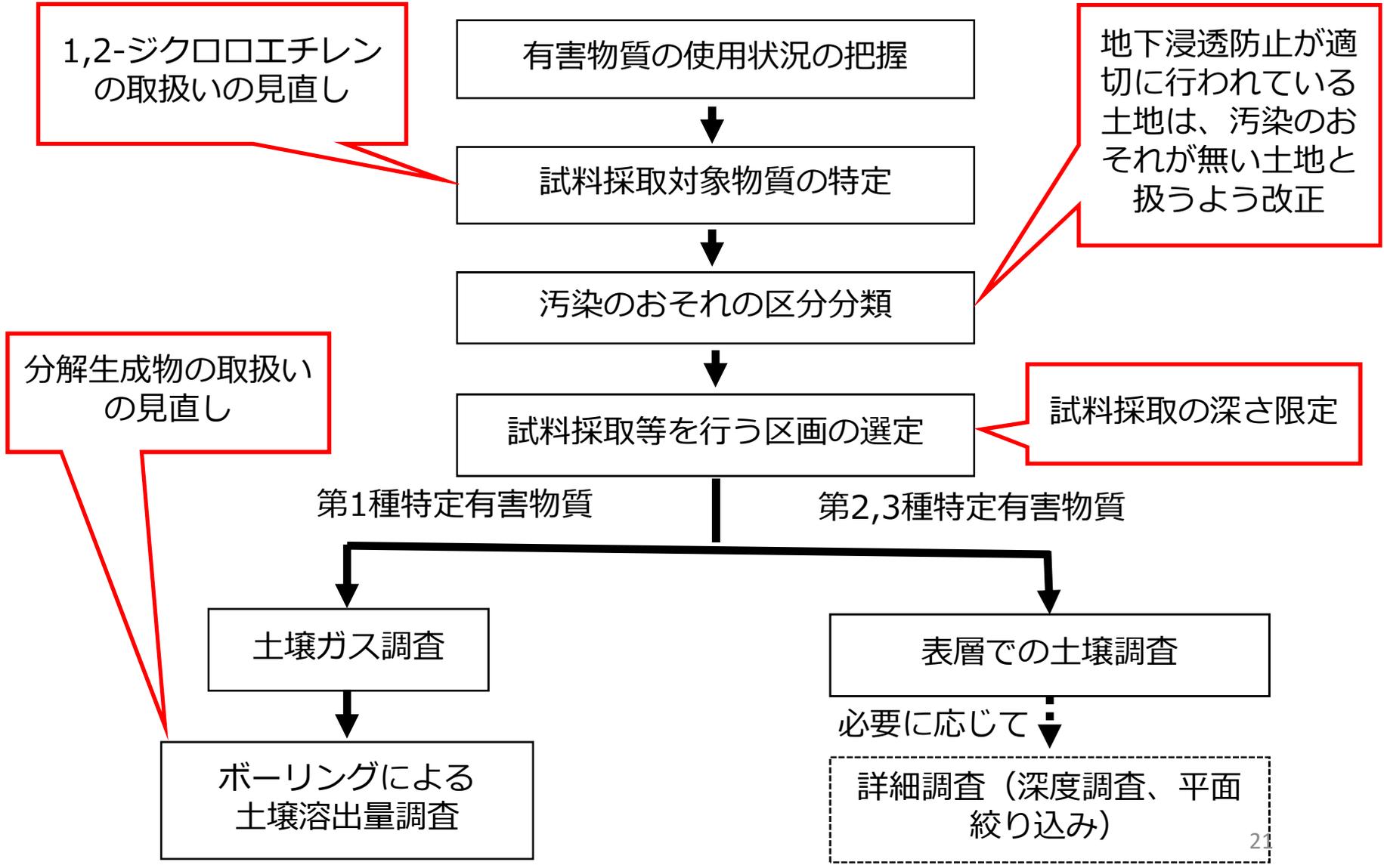
- ①有害物質使用事業場における形質変更時届出規模要件の拡大
- ②土壤調査義務の一時的免除を受けている土地における形質変更時の手続きの新設

2 土壤調査方法に係る主な改正内容

3 指定区域の施工方法に係る主な改正内容

4 その他の改正内容

土壌汚染対策法に基づく土壌調査の概要



1,2-ジクロロエチレンについて

○土壤汚染対策法中の特定有害物質であるシス-1,2-ジクロロエチレンをトランス-1,2-ジクロロエチレンとあわせ、**1,2-ジクロロエチレン**とした。

※シス体の測定値とトランス体の測定値の和を1,2-ジクロロエチレンの測定値とする。

※変更後の1,2-ジクロロエチレンに係る基準

土壌溶出量基準	0.04mg/L(シス体とトランス体の和)
第二溶出量基準	0.4mg/L(シス体とトランス体の和)
地下水基準	0.04mg/L(シス体とトランス体の和)

▶ 基準値はこれまでと変更無し

- ・平成31年4月以降に調査報告を行う場合、トランス体を含めて調査が必要。
(法3条調査の場合は4月以降に有害物質使用施設の廃止を行った場合)
- ・平成31年3月以前にシス体で区域指定されている土地は、引き続き「シス-1,2-ジクロロエチレン」を区域指定対象物質とする。
(区域指定を解除するために必要な調査は「シス-1,2-ジクロロエチレン」で実施)
なお、市条例に基づき水質のモニタリングを実施している場合は「1,2-ジクロロエチレン」の測定を実施することが望ましい。

水質汚濁防止法に基づく構造基準に適合した施設の取扱い

○構造基準に適合した施設に係る汚染のおそれの区分について

- ・平成24年6月以降に設置された水質汚濁防止法に規定された地下浸透防止のための構造基準に適合する有害物質使用特定施設の設置場所であって、点検が適切に行われていることにより有害物質の地下浸透したおそれがないと確認された場所は「汚染のおそれ無し」と区分される。

※構造基準には施設点検も含まれるため、点検記録は適切に保管しておいて下さい。

※汚染のおそれの区分

汚染のおそれが比較的多いと認められる土地

- ・有害物質使用施設の設置区画
- ・有害物質使用施設と繋がる配管の設置区画

汚染のおそれが少ないと認められる土地

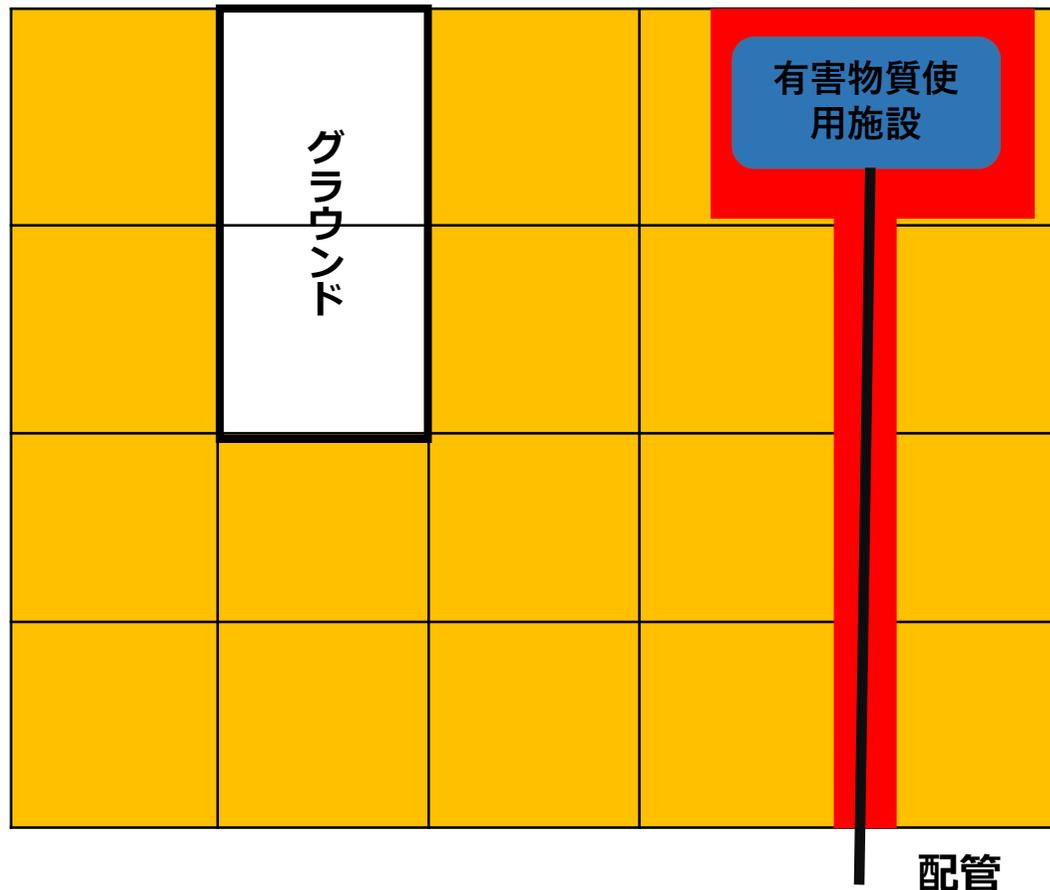
- ・工場敷地の中でも有害物質使用施設の設置されていない区画(事務所、作業書、事業用の 駐車場等)

汚染のおそれがないと認められる土地

- ・工場敷地の中でも事業目的の達成以外のために利用していた土地(従業員用の福利厚生施設、緩衝緑地等)

水質汚濁防止法に基づく構造基準に 適合した施設の取扱い

実際の汚染のおそれの区分例 (H24年6月以前設置施設)

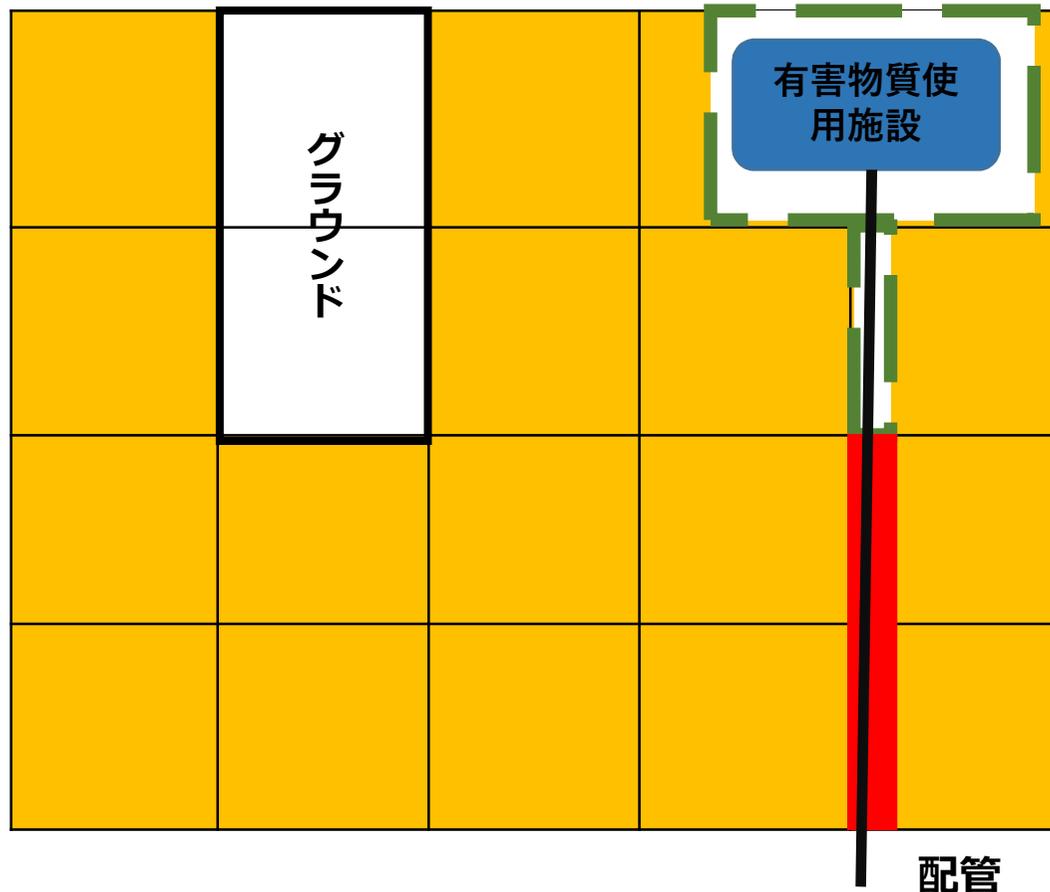


H24年6月以前に設置された有害物質使用施設については、施設や配管の設置場所が汚染のおそれが多い土地と区分される。

赤…汚染のおそれが多い
黄…汚染のおそれが少ない
白…汚染のおそれがない

水質汚濁防止法に基づく構造基準に 適合した施設の取扱い

実際の汚染のおそれの区分例 (構造基準適合施設)



H24年6月以後に設置され有害物質使用施設については、**構造基準に適合していると確認された施設や配管の設置場所が汚染のおそれがない土地**と区分される。

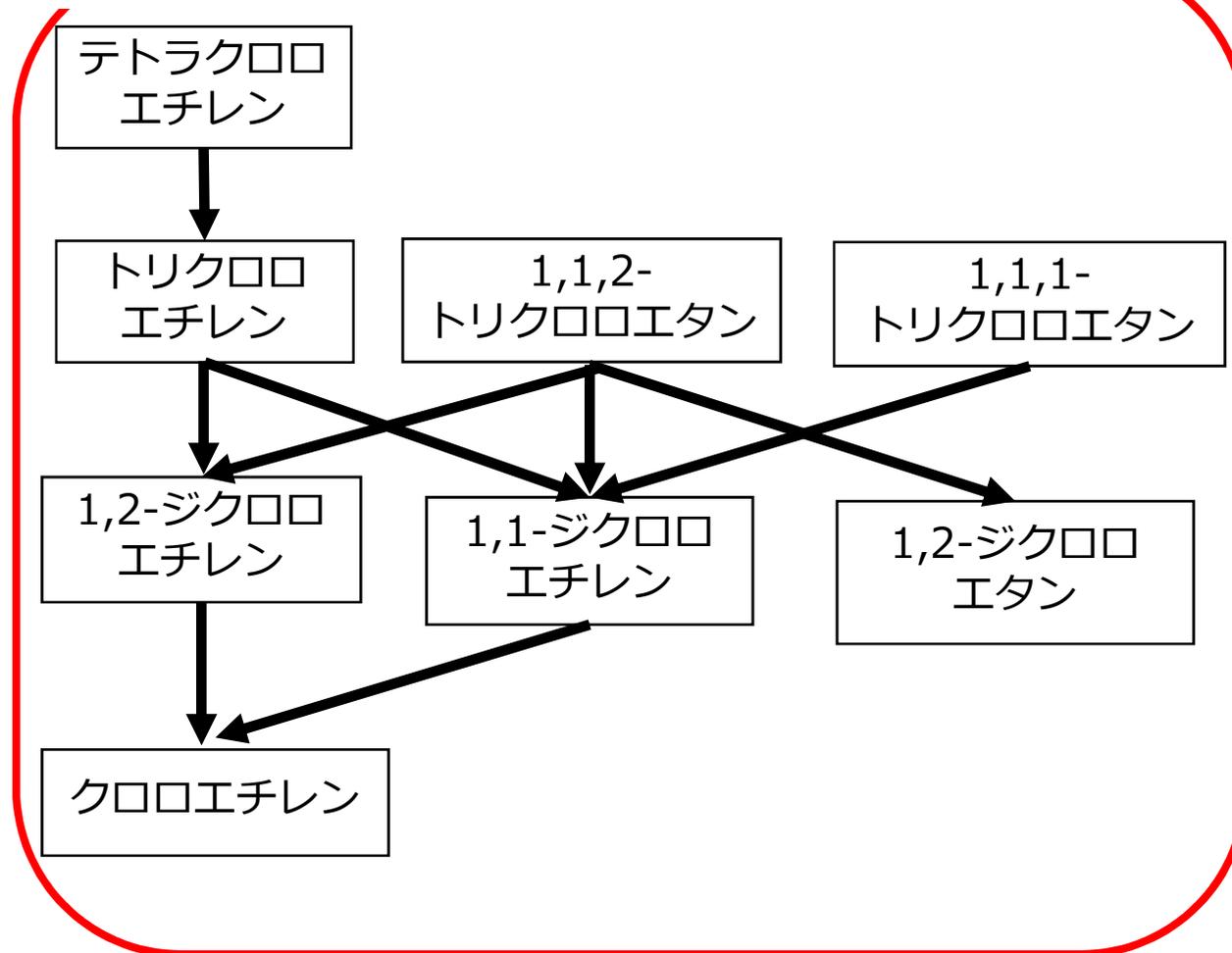
← 構造基準適合が確認された範囲

赤…汚染のおそれが多い
黄…汚染のおそれが少ない
白…汚染のおそれがない

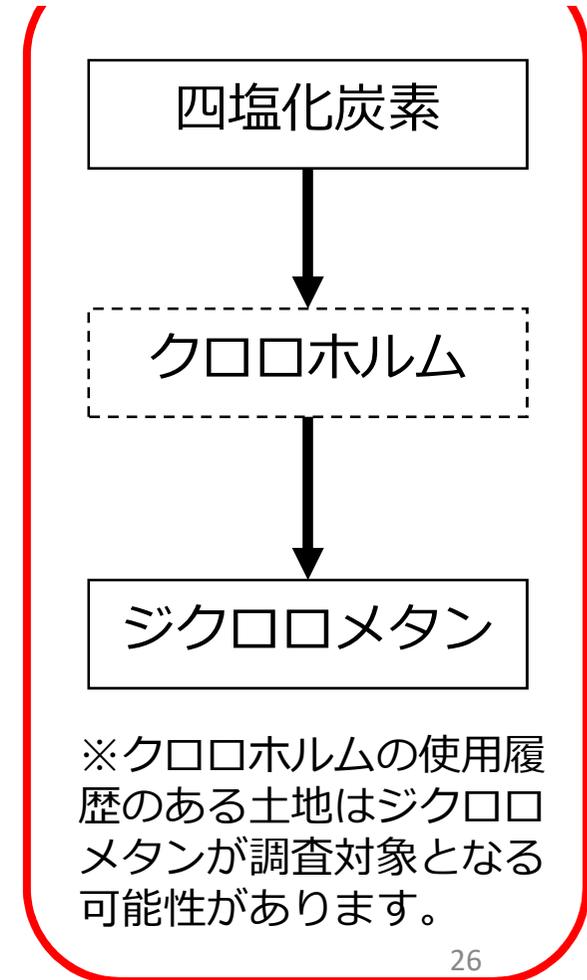
分解生成物の取扱いについて

○考慮すべき分解経路の追加

現行制度で考慮している分解経路



新たに考慮する分解経路



分解生成物の取扱いについて

○試料採取等対象物質における分解生成物の位置づけの明確化

- ・ 試料採取等対象物質に分解生成物を含むことを法令で明確化した。
- ・ 土壌ガス調査で検出しなかった親物質や分解生成物についても土壌溶出量調査の対象物質となることとした。

地歴調査でテトラクロロエチレンが使用されていることを確認	【土壌ガス調査】	【土壌溶出量調査】	【区域指定】
	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン (検出) クロロエチレン	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン (不適合) クロロエチレン(不適合)	1,2-ジクロロエチレン クロロエチレン

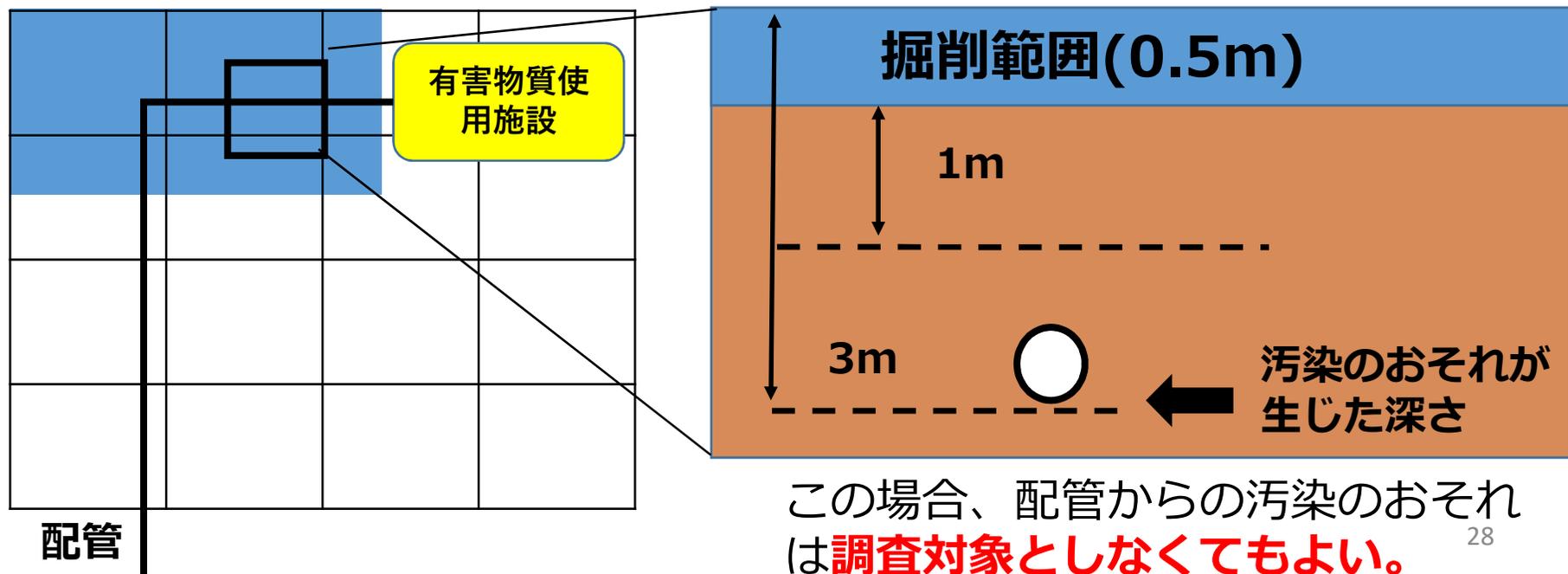
※親物質、分解生成物の組み合わせは一セットとして、土壌ガス調査、土壌溶出量調査を行う。

調査深度の限定について

○土地形質の変更を契機とした土壌調査における調査対象とする深さの限定

- ・土地の形質の変更を契機として行う土壌調査では最大形質変更深さより1mを超える深さに汚染のおそれがある場合でも、**試料採取等の対象としないことができる。**

※深度限定の実例

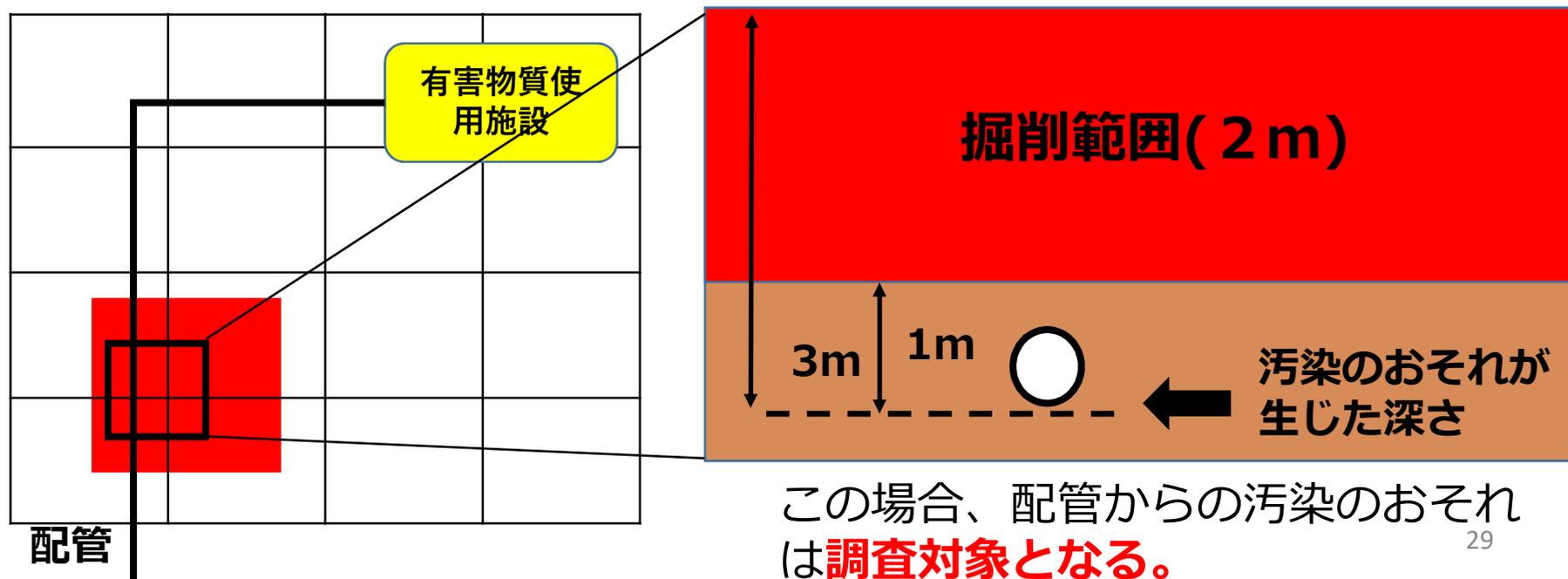


調査深度の限定について

○土地形質の変更を契機とした土壌調査における調査対象とする深さの限定

- ・土地の形質の変更を契機として行う土壌調査では最大形質変更深さより1mを超える深さに汚染のおそれがある場合でも、**試料採取等の対象としないことができる。**

※深度限定の実例



本資料の内容

1 土壌汚染対策法における土壌調査契機の拡大

- ①有害物質使用事業場における形質変更時届出規模要件の拡大
- ②土壌調査義務の一時的免除を受けている土地における形質変更時の手続きの新設

2 土壌調査方法に係る主な改正内容

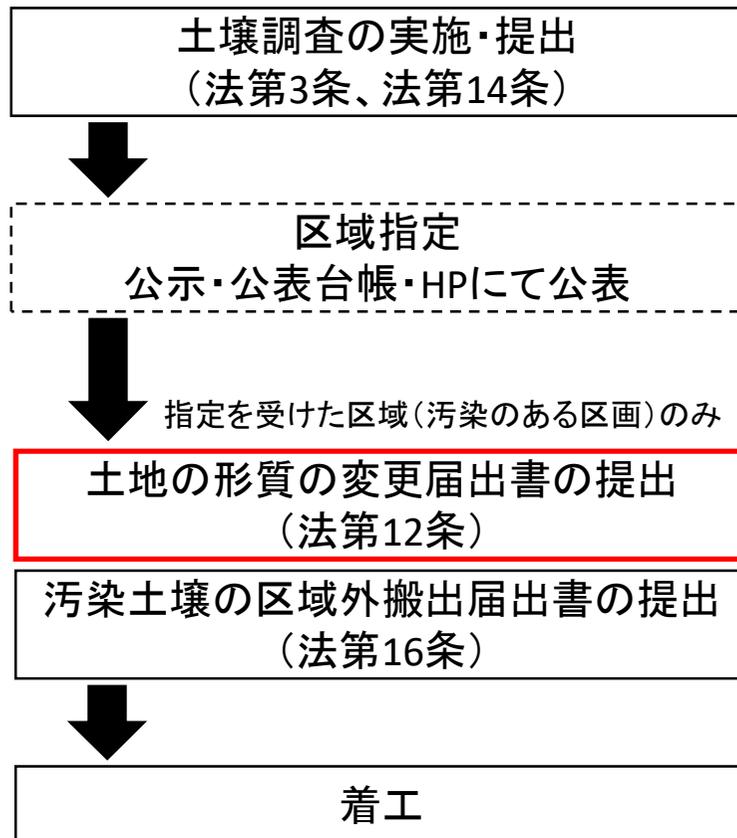
3 指定区域の施工方法に係る主な改正内容

4 その他の改正内容

土地の形質変更の届出を要しない行為の見直し

○形質変更時要届出区域における土地の形質変更の届出不要となる行為について

※土壌調査後の一般的なフロー



形質変更時要届出区域において、観測井戸の設置や深度方向の調査のために行う**ボーリング**については、「土地の形質の変更届出書」の提出が不要となる。

(参考) 土地の形質の変更届出を要しない行為

- 次のア、イに該当しない行為であること
- ア 土地の形質変更面積が10㎡以上の場合は掘削深度50cm未満、10㎡未満の場合は深度3m未満であること
- イ 汚染土壌の除去等を行うために設けられた構造物に変更を加えないこと

指定区域における施工方法の基準見直し

○形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行う場合の施工方法の基準見直し

指定区域（土壌溶出量に係るものに限る）において、掘削範囲が帯水層に接する工事を行う場合の施工方法として、これまでは**難透水層まで遮水壁を設ける必要があった**。（埋立地管理区域を除く）



掘削範囲が第二帯水層より浅い場合、かつ第一種特定有害物質が第二溶出量基準に適合している場合については…

地下水位を管理し、かつ地下水の水質を監視しながら形質変更を行うことができることとなった。

→ 必ずしも難透水層まで遮水壁を設ける必要はない。

本資料の内容

1 土壌汚染対策法における土壌調査契機の拡大

- ①有害物質使用事業場における形質変更時届出規模要件の拡大
- ②土壌調査義務の一時的免除を受けている土地における形質変更時の手続きの新設

2 土壌調査方法に係る主な改正内容

3 指定区域の施工方法に係る主な改正内容

4 その他の改正内容

その他の改正内容①

○各種届出の様式、添付資料の一部改正

・改正後の様式及び添付資料リストは順次、川崎市HPにアップロード予定です。

○管理票の電磁的記録による保存

・汚染土壌搬出に係る管理票の写しの保存を電磁的記録の保存でも可能とした。(H30年4月から)

○汚染土壌の処理委託の例外の追加

・同一の調査で指定された区域間の汚染土壌利用、同一の自然由来にて指定された区域間の自然由来汚染土壌利用が可能となる。

その他の改正内容②

○過去に行われた土壌調査の起点の利用

- ・過去に行った土壌調査(法に基づく調査に限る)で設定した起点を利用して区画を設定することができる。

○試料採取を省略した場合や第一種特定有害物質の土壌溶出量調査時の評価の合理化

- ・試料採取省略時の評価方法の見直し
- ・土壌ガスの検出範囲において、代表地点で溶出量調査を行う際の代表地点選定方法や評価方法の見直し

○自然由来汚染、水面埋め立て土砂由来汚染の調査方法の一部見直し

○汚染のおそれの由来に応じた土壌汚染状況調査の明確化

- ・自然由来、水面埋立て土砂由来の汚染のおそれがある場合は、それぞれの汚染由来に応じた方法で試料採取を行う区画や特定有害物質の選定等を行う。

その他の改正内容③

○要措置区域に関する改正

- ・ 汚染除去等計画の提出義務の新設
- ・ 要措置区域において措置を行う際の施工方法の一部改正 etc…

○土地の形質変更の届出が不要となる土地の指定

- ・ 川崎市長が調査した結果、汚染のおそれがない又はすべての物質が基準適合であると認められ指定された土地は土地形質変更の届出が不要となる。

○臨海部特例区域の新設

- ・ 汚染が自然由来又は埋立土砂由来のみであること
- ・ 対象地が埋立地であり工業専用地域であること
- ・ 施工管理方針が市長の確認を受けていること

臨海部特例区域に
指定できる

- ・ 土地の形質変更
届出が事後提出(1
年ごと)となる。

○汚染土壌処理施設に自然由来土壌利用施設が追加

○国等が行う汚染土壌処理の特例

- ・ 国や地方公共団体が汚染土壌の処理を行う場合、川崎市長と協議し、その協議が成立することで許可があったとみなす。

説明内容は以上となります。

今回の改正点についてご不明な点等ございましたら、環境局環境対策部水質環境課までお気軽にお問合せ下さい。



ロップ君